

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	ケース管理簿	
行政機関等の名称	大阪市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	東住吉区役所保護課	
個人情報ファイルの利用目的	事務の進捗管理	
記録項目	1 地区、2 氏名、3 入院先、4 入院・退院日、5 意見書発行状況、6 生活扶助変更の有無、7 システム入力の有無、8 ケース番号、9 収入申告書提出状況、10 資産申告書提出状況、11 年金受給状況、12 年金認定状況、13 援助方針、14 手当の種類、15 加算の種類、16 国籍、17 生業扶助、18 マイナンバーカード取得の有無	
記録範囲	生活保護受給者	
記録情報の収集方法	区が保有する生活保護受給者の個人情報を記録したケースファイルから抜粋	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総務局行政部行政課 (情報公開グループ)	
	(所在地) 〒530-8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番20 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備 考	－	